

## 交際費課税の改正と 日本 & 世界の交際費

**交** 際費課税の中小法人に対する定額控除 600 万円が 800 万円に上げられ、その金額までの10%損金不算入措置が今年の税制改正で撤廃されました。交際費の額が年間 800 万円より大分低い中小法人では、交際費か否か、の科目判定は意味を持たないことになりましたので、こういう法人にとっては、交際費課税は事実上廃止になったと言っても過言ではありません。

**交** 際費課税制度は、朝鮮特需の活況の中での交際費の乱費化が目に見えなくなったのに際し、冗費の節約と資本蓄積の促進が立法趣旨として掲げられて、昭和29年度の税制改正で導入されました。はじめは、大資本法人のみが

対象で、過去年度の7割を基準にその超過額の50%を損金不算入とするものでした。その後、中小法人も含めた制度にもなり、超過額課税の基準も変遷し、大法人は100%損金不算入となりました。

**平** 成以後の改正としては、平成6年度改正で資本金5,000万円以下法人の定額控除額が10%損金不算入となり、平成10年度改正でその10%損金不算入が20%となり、平成14年度改正で資本金5,000万円以下法人の定額控除が400万円に統一され、平成15年度改正で定額控除の対象法人が1億円以下となり、定額控除の損金不算入が10%に戻り、平成18年度改正で1人当たり5,000円以下

飲食費が交際費除外となり、平成22年度改正で資本金5億円以上法人の完全支配関係法人の定額控除適用排除となり、そして今年の改正に繋がっています。

**所** 得税はイギリスで考案され、印紙税はオランダで考案され、消費税はフランスで考案されました。交際費課税の発祥が日本であることも有名で世界に広がっています。

**交** 際費の額のうち、アメリカは50%損金不算入、イギリスは100%損金不算入、ドイツは30%損金不算入、フランスは100%損金算入(贅沢費とされる交際費は必要経費性の証明が必要)、中国は40%損金不算入(売上の0.5%が損金算入限度)です。

**各** 国それぞれですが、いずれの国も少額贈答品に関しては課税交際費から除外しており、課税基準の改正もしばしばなされています。

今日は税務署も定期異動直後で夏休み気分もあって、税務行事も少なく一服状態。こんな時こそ社内財務の検討や業務対策を考えるよいチャンスといえます。

「右の手に鉄左に茄子三つ つる女」

日常食膳をにぎわす茄子。紫色の美しい花が終わらぬうちに、小さな茄子の実がつきはじめ、夏から初秋にかけて採取します。初茄子。7日立秋。23日処暑。



決定をあせってはならない。  
ひと晩眠れば  
よい知恵が出るものだ。

(ロシアの詩人 プーシキン)

### 8月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○7月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	12日	○7月分個人住民税特別徴収分の納付
○6月決算法人の確定申告	9月2日	○6月決算法人の確定申告
○12月決算法人の中間(予定)申告	"	○12月決算法人の中間(予定)申告
○個人事業者の消費税中間申告	"	○個人事業税の第1期分納付
	"	○個人住民税の普通徴収第2期分納付
	"	○個人事業者の地方消費税中間申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。